

ゆう

平成18年6月16日発行



6月23日(金)~29日(木)は、
「男女共同参画週間」です。

「参画で 職場に活気 家庭にゆとり」(平成18年度の標語)

毎年6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を記念して「男女共同参画週間」です。

女性と男性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、市民の皆さん一人ひとりの取組が必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

男女共同参画基本計画（第2次）が閣議決定されました。 計画期間は平成18年度から平成22年度です。

国において、男女共同参画社会基本法に基づき、平成17年12月に男女共同参画基本計画（第2次）が閣議決定されました。新たな計画では、従来11の重点目標としていたものに、科学技術、防災など取組を必要とする新たな分野を加え、12の重点分野を掲げています。

【12の重点分野】

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
4. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
8. 生涯を通じた女性の健康支援
9. メディアにおける男女共同参画の推進
10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進



男女共同参画社会の形成にあたっては、国だけでなく、地方公共団体や国民各層の取組も重要です。このため、政府においては、地方公共団体、国民各層との連携をより一層深めつつ、新計画に掲げた施策を着実に推進し、男女共同参画社会の形成を期することとしています。

男女共同参画基本計画（第2次）についての詳細は、内閣府男女共同参画局ホームページ（<http://www.gender.go.jp/>）をご覧ください。

図書紹介

今回は、「ワーク・ライフ・バランス」について書かれた本をご紹介します。

ここ数年、「仕事を持つ人の誰もが、自分自身の生活を大切にできるようにしよう。」という考え方がワーク・ライフ・バランスと名づけられ、企業等でも話題になるようになっていきます。



『家族のライフスタイルを問う』神原文子著・勁草書房・2004年4月

家族について晩婚化・未婚化や子育てなど具体的な切り口を生活者の視点から分析し、現代的な特徴をとらえるとともに、人権尊重の視点から問題提起をしています。



『働く女性のための仕事&子育てを応援する本』とらば一ゆ編集部著・メディアファクトリー・2002年3月
仕事と育児の両立を乗り越えた先輩ワーキングマザーたちの生の情報や本音のノウハウ、後輩たちへの応援の気持ちが詰まっている本です。

上記の図書はセンターで閲覧・貸出できます。お気軽にご利用ください。

地域活動グループ「ながの・ふれんず」は平成 11 年に公民館企画・運営ボランティアの会として田辺市長野地区で発足した。発足のきっかけは、現在代表を務める米本さんが「地域のことを一番よく知っているのはここに住む私たち。何か一緒にできることがないだろうか。」という地域の女性たちへの呼びかけで集まったお茶のみ会だった。

子どもと大人が育ち合う地域づくり

「ここは、自然が多いところなのに案外、子ども達は外で遊ばない。」「親と子で遊ぶようなことができないかなあ。」「地域に小規模校が3つあるが、小学校同士の交流はあまりない。先では同じ地域の中学校へ行くのだから子ども達同士、親同士、今から知り合っておけたらいいんじゃない?」「自分たち親も何か学ぶ機会があればなあ。」「・・・小さな子どもを持つお母さん方から、いろんな声が挙がって、早速その翌月から、まずは5つの地区の子ども達に呼びかけ、毎月第2土曜日に親と子が参加できる遊びの会を企画することになった。また、これ以外にも、「“ほんもの”を子ども達に見せたい。」とプロの劇団や音楽家などを呼んで開催する年1回の舞台鑑賞、子ども向けの広報紙「ながの子ども times」の月1回の発行、大人たちの研修視察の企画などを行ってきた。

4年目には「公民館」という枠を外して「地域活動グループ」となった。

6年目からは地域でその年に発足した「長野ふるさと産品研究会」(町内会、農協関係者、地域おこしグループの代表など発起人25名)のメンバーにもなり、地産地消や伝統食品の継承などの活動にも取り組むようになった。

7年目から、長野ふるさと産品研究会が地域に共同加工施設を設置したのをきっかけに惣菜製造、菓子製造などの営業許可を取り、本格的な収益事業も始めた。



地域にある共同加工施設で、惣菜など幅広く製造している。

農産物の加工製造にチャレンジ

現在、月1回の地元の朝市などに出店しているほか6月の農繁期には、地域の声に答えて「農繁期のお惣菜づくりと宅配」も実施している。食品加工に取り組むようになったのは、“食の現場”である農村に住んで、形が悪かったり規格に合わず安く買い叩かれたり、年によっては豊作で畑に落とすしかなかったりするB級品や規格外品、余剰生産物を何とか生かせないかという日頃からの“せっかく手塩にかけてきた農産物がもったいない”という農村の女性たちの思いや、“地域で何か企画する際の資金にしたい”という思いからだった。

代表の米本さんは「こういう活動を通して、地域の中でも知らなかった人と知り合えたり、無理だと思っていたことが実現できたり、ということが嬉しいですね。代表ということで、ほとんど男性ばかりの地域の会議などに出席する機会も増え、そういうところで発言するのはプレッシャーではありますが、女性の視点から言えることもあるので、そういう機会は大事にして、積極的に会議に出るようにしています。食品を製造するのは責任のある仕事で、まだまだ軌道に乗るまでは大変ですが、このことが、女性でも収入を自分たちで作り出せる、という喜びや自信につながったらいいなあ、と思います。」と話す。

女性電話相談

女性が出会うさまざまな悩みをともに受け止め、整理のお手伝いをし、問題解決のための一歩を踏み出す応援をしています。

夫や子どものこと、家族のこと、職場や地域での人間関係、心の問題など、ひとりで悩まないでお電話ください。

田辺市男女共同参画センター 相談室

☎ 0739-26-4919

月曜日～金曜日 午前9時～正午（祝祭日を除く）



ストップ！ DV

女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を目指していく上で重要な課題です。

内閣府の「配偶者等からの暴力に関する調査」（平成14年）では、「暴力を受けてどこにも相談しなかった」は42.1%でした。ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者の多くは、「自分が悪いから」「自分さえ我慢すれば」と考え、一人で悩む傾向にあるようです。

まずはお電話ください。

相談室では、秘密の厳守と相談者の立場に立って話を聴くということを徹底し、必要に応じて関係機関と連携しつつ、適切な情報を伝えることで、相談者がどうしたいかを自分で決め、行動していくことを支援しています。

施設貸出

センターでは男女共同参画に資する市民活動ネットワークの構築を応援しており、個人やサークル、グループ等が作業や学習会などの活動や交流に使えるスペースとして、男女共同参画ルームを貸出しています。

パソコンについても、センターでご利用できますので、お気軽にスタッフまで声をかけてください。



発行：田辺市男女共同参画センター

〒646-0031

和歌山県田辺市湊 1619-8

田辺市民総合センター4階

TEL：0739-26-4936

FAX：0739-24-8323

E-mail：danjo@city.tanabe.lg.jp

